

パートタイム労働者を1人でも雇用される企業の方々・パートタイム労働者として働く方々へ

近年、パートタイム労働者として働く人が増えていますが、パートタイム労働法では、労働条件の明示や賃金、正社員転換などについて定められています。また、労働基準法や最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等労働者を保護する法令はパートタイム労働者にも当然適用されます。適正な雇用管理がなされ、パートタイム労働者の能力が有効に発揮される社会を目指しましょう。

パートタイム労働法の詳細は厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>) を参照ください。
問い合わせ／和歌山労働局雇用均等室 ☎ 073-488-1170

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪

被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。紀の国被害者支援センターは、平成9年5月に全国6番目に設立した民間の犯罪被害者支援団体です。当センターでも、「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者支援の必要性や犯罪の被害に遭われた方々の状況正しく知っていただくため、支援機関の皆様方のご協力を得て、毎年、街頭啓発・募金活動・命の授業・講演活動・コンサート等の広報啓発活動を展開しています。

問い合わせ／公益社団法人紀の国被害者支援 ☎ 073-427-2100

労働安全衛生法に基づく講習

建設業労働災害防止協会和歌山県支部では、労働安全衛生法に基づく講習等を実施しています。8月～11月は別表のとおりで、講義時間は何れも9時～17時（講義内容により変更があります。）です。

- ・講習会の受付は、講習会開催の約1ヶ月前です。
- ・講習料は当方に御持参いただくか、または現金書留でお願いいたします。

- ・受講料等にはテキスト代が含まれます。
 - ・定員になり次第、締め切ります。
- 申込者が少数の場合は、講習会を取り止めさせていただく場合があります。

講習の名称	日時	場所	受講料等	受付開始日
木造建築物の組立て等業主 任者作	12月 3日(火)～ 12月 4日(水)	和歌山県 建設会館 3F 会議室	¥9,900	11月 5日(火)～
職長・安全衛生責任者教育 (リスクアセスメント含む)	12月 10日(火)～ 12月 11日(水)		¥12,500	11月 11日(月)～
地山の掘削及び土止め支保 工作業主任者	1月 21日(火)～ 1月 23日(木)		¥17,200	12月 24日(火)～
型枠支保工の組立て等作業 主任者	2月 4日(火)～ 2月 5日(水)		¥10,300	1月 6日(月)～
職長・安全衛生責任者教育 (リスクアセスメント含む)	2月 18日(火)～ 2月 19日(水)		¥12,500	1月 20日(月)～
コンクリート橋架設等作業 主任者	2月 25日(火)～ 2月 26日(水)		¥10,200	1月 27日(月)～
足場の組立て等作業主任者	3月 4日(火)～ 3月 5日(水)		¥10,000	2月 3日(月)～

問い合わせ／建設業労働災害防止協会和歌山支部

☎ 073-436-1327